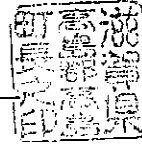


高 建 第 172 号
平成 15 年 3 月 12 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖工事事務所長 児玉 好史 様

高島町長 萬木 綱一



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料
(第1稿)」に対する意見について

平素は、町行政に格別のご指導ご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。

去る、1月24日付け、国近整琵琶調第50号で意見募集のありました標題
のことについて、別紙の通り意見書を提出いたします。

なお、一般住民の閲覧につきましては、現在のところ住民からの問い合わせ
はございません。

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料
(第1稿)」に対する意見書

所属 高島町役場

氏名 高島町長 萬木 綱一

住所 滋賀県高島郡高島町勝野 215 番地

電話 0740-86-1121

●第4章 河川整備の方針

4.4 利水 の (2) 水利権の見直しと用途間の転用。

現行の水利用の実態や渇水に対する安全度(利水安全度)を踏まえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直し、用途間転用等の水利用の合理化に努める。

意見：琵琶湖を水源とする上水道施設は、生活用水について水道法で「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆の衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」と規定されている。

また、水道事業者の消火栓の設置義務において、消防水利をも含め、安定的な水供給に努めて公共の福祉を増進することとしている。

(4) 水需要の抑制及び(5) 渇水への対応については、記述の通りであります。水利権の見直しについて、水が貴重な資源である事を充分理解した上で、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであるだけに、将来的にも豊富低廉な水需要に応えられる琵琶湖における取水量(水利権)が確保されるべきものと考えます。